

# 延岡市立港小学校いじめ防止基本方針

延岡市立港小学校

平成30年3月改訂

(令和7年4月確認済)

# 延岡市立港小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「延岡市立港小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

なお、「延岡市立港小学校いじめ防止基本方針」は、「宮崎県いじめ防止基本方針」（平成29年7月13日最終改定）及び、「延岡市いじめ防止基本方針」（平成29年12月7日改定）に基づいて策定したものである。

## もくじ

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	3
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 地域や家庭との連携	3
(5) 関係機関との連携	3
(6) インターネット上のいじめへの対策	4

### 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織	4
2 児童が主体となつたいじめの防止等の取組	5
3 いじめの防止等に関する措置	5
(1) いじめの防止	5
(2) 早期発見の措置	5
(3) いじめに対する措置	6
4 重大事態への対処	6
(1) 重大事態の発生と調査	6
(2) 調査結果の提供及び報告	9

### 第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
---------------------	---

【参考】別紙「資料1～5」

## 第I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### I いじめの定義

第2条 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（いじめ防止対策推進法）

○ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要で、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、行為の起ったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

○ いじめの認知は、特定の教職員によることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

○ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」へ情報共有することは必要となる。

○ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○ これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 2 いじめの理解

○ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

- 「暴力を伴わぬいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。
- 「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級集団の構造上の問題、観衆や傍観者の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようとする。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としていじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、全職員が一体となった継続的な取組を行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを、発達の段階に応じて指導し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育ませる。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

#### (2) いじめの早期発見

- 早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、職員や保護者など、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

#### (3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解を行うとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておく。

#### (4) 地域や家庭との連携

- 平素より、学校の状況について、学校と地域、家庭とが情報を共有したり、いじめの問題等について協議したりするなど、学校と地域、家庭とが連携した対策を推進することできるようにする。
- より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (5) 関係機関との連携

- いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する。
- 関係機関での教育相談を実施するに当たっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、延岡市青少年育成センターや延岡市オアシス教室など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が関係機関による取組と連携する。

## (6) インターネット上のいじめへの対策

- インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）について、県教育委員会が行っているネットパトロールの情報を指導に生かすとともに、情報モラル教育関連サイトや関連資料の掲載をはじめ、ネットいじめの相談を受け付けるために設けている投稿サイト等の周知を図る。
- 児童生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させる。その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動などを通じた情報モラル教育等の必要な啓発活動を行う。
- 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握を行うとともに、「延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用の指針」を活用しながら、本市としての対応・対策の在り方について周知を図る。状況に応じて関係機関との連携も図る。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会（さわやか委員会）」を設置し、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に会を開催することとする。
- 構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、各教諭及び講師、養護教諭、その他とし、組織的対応の中核として機能するような体制づくりを行う。
- いじめ不登校対策委員会の運営のために、心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）等の外部専門家の参加が必要と判断するときは、教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受ける。
- いじめ不登校対策委員会の役割

#### 【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があつた時に緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制づくりを行う。
- ・ 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【学校基本方針に基づく役割】

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・ いじめの防止等の対策を検討するにあたり、児童生徒の意見を積極的に取り入れるため児童会・生徒会との会合を企画する。

## 2 児童が主体となつたいじめ防止等の取組

- 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- ・異学年の縦割り班(どんぐり班)での活動の実施
  - ・特別活動等での話し合い活動の実施
  - ・縦割り清掃活動の実施
  - ・ボランティア活動の推進
- 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合う活動を推進する。
- ・特別活動等における児童同士の相談活動の推進
- いじめへの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、児童自身で企画実施する。
- ・児童による集会の企画提示

### 3 いじめ防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止

- 「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。道徳科において児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、授業づくりを行う。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせるなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 修学旅行や集団宿泊学習を行う場合は、いじめに関するチェック項目を作成するなど、いじめの未然防止に努める。

#### (2) 早期発見の措置

- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- いじめはアンケートや聞き取り調査等を行っても見つけられないものもあるという認識のもと、日頃から全ての教育活動において児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報収集に努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・隔月の心のアンケートの実施
  - ・学期1回の児童対象の教育相談週間、年1回の保護者対象の教育相談週間の実施
- 児童生徒からの相談や聴き取りについては、児童生徒が希望する教職員や臨床心理士等が対応できる体制の構築に努める。
- 児童生徒からの相談において、児童生徒からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### (3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通す。
- 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- 加害児童生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童生徒及びその保護者との関係に配慮する。
- これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を果たす。
- 単に謝罪をもって安易に解消しているとはせず、少なくとも、以下の2つの要件が満たされていて「いじめが解消している」と判断する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断しなければならない場合もあり、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する。

**① いじめに係る行為が止んでいること**

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月が目安）継続していること。
- ・ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又はいじめ不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
- ・ 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。
- ・ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

**② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- ・ いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。.

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（いじめ防止対策推進法）

## ア 重大事態の意味

- 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。以下のようなケースが想定される。
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。
- 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## イ 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、校長は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。
- 重大事態が発生した場合、学校は直ちに市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか、市教育委員会の判断に従う。

## ウ 調査の趣旨及び調査主体について

- 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- 学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合を考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を実施する。

## エ 調査を行うための組織

- 教育委員会が調査を行う場合、「教育委員会いじめ防止附属機関」を調査を行うための組織として活用する。
- 学校が調査の主体となる場合、いじめ不登校対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

## オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為について、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

- ・ いつ(いつごろから)
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校、教職員がどのように対応したか など

<いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合>

- いじめられた児童生徒から十分に聞き取るとともに、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
  - いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ※ これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして、対応に当たる。

#### <いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合>

- 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聞き取り調査などをを行う。

#### (自殺の背景調査における留意事項)

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

#### (いじめが自殺の要因として疑われる場合の背景調査の留意点)

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 客観的な事実関係の調査は迅速に進めが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 学校が調査を行う場合は、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うなど適切な対応を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたことのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や遺族の心情に配慮すること、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなど

を踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### カ その他の留意事項

- 学校において、いじめの有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として校区外通学の措置を行うことができるよう、教育委員会が小・中学校間の連携を図る等の措置を行う。
- 重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は教育委員会の指導の下、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### (2) 調査結果の提供及び報告

##### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- 学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- 情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。
- 学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて、教育委員会より必要な指導及び支援をもとに行う。

##### イ 調査結果の報告

- 調査結果については、市長に報告する。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### I 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- 基本方針の策定から3年を目途として、国・県・市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 「いじめ防止基本方針」については、ホームページ上で公表する。